

秩父別町 ゼロカーボン推進事業補助金

温室効果ガスの排出を抑制し、環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与するため、ZEH 若しくは北方型住宅 ZERO の新築住宅の取得、既存住宅への性能向上リフォーム、太陽光発電設備の導入又は蓄電池の導入を行う方に補助金を交付します。



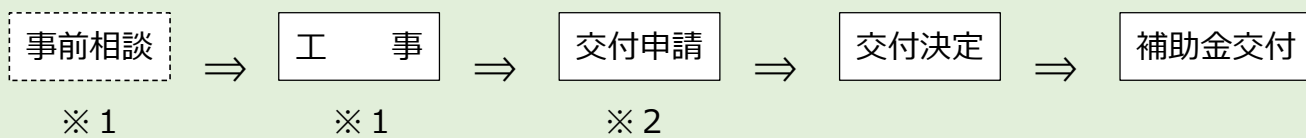
対象

個人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秩父別町民 又は 秩父別町に移住する予定の方 ・ 自己が所有し居住することを目的とした住宅に関する工事等をする方
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内で原則 1 年以上引き続き同一の事業を経営する方 ・ 自己が所有する町内の事業所等に係る工事等をする方

補助の主な条件等

- ・ 調査費や事務費、既設機器の撤去費、中古品の購入費は対象外
- ・ 国や道の補助金、町の他の補助金、その他公的制度の措置等がある場合はその額を除き、補助対象経費が 20 万円（税込）以上であること
- ・ 地方税等の公租公課を滞納していないこと
- ・ 同一年度内において本補助金を利用していないこと
- ・ 令和 6 年 4 月 1 日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものであること
- ・ 秩父別町や北海道が補助の対象となった住宅や設備の写真や工事内容を広報等に必要な範囲で利用することに許諾すること

補助金交付までの流れ



※ 1 工事は補助金の交付決定前に行って構いませんが、補助要件を満たさない場合は補助金を交付できませんので、事前にご相談ください。

※ 2 交付申請の期限は、令和 9 年 2 月 15 日です。



補助金額

要綱別表第 1 (第 3 条関係)

区分	補助対象者	補助の要件	補助金額
ZEH 住宅の取得	個人	・ ZEH に該当する新築住宅であること。	50 万円/棟
北方型住宅 ZERO の取得	個人	・ ZEH かつ北方型住宅 ZERO に該当する新築住宅であること。 ・ 『ZEH』補助が交付されていないこと (予定を含む。) ・ 竣工後少なくとも 2 日以上は展示の用に供すること。	100 万円/棟
既存住宅への性能向上リフォーム	個人	・ 別表第 2 に定める省エネルギー性能や断熱性能の向上を伴う工事であること。 ・ 過去に同一の設備若しくは同等の機能を有する設備に係る補助金の交付を受けていないこと。	対象経費の 1/3 以内、上限 50 万円
新築又は既存住宅への太陽光発電設備の導入	個人	・ 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅で消費されるものであること。 ・ 太陽電池モジュールの合計出力が 10kW 未満であること。 ・ 余剰型配線であること。 ・ 電力会社の電力系統に連系できること。 ・ 過去に秩父別町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱 (平成 23 年 4 月 14 日訓令第 19 号) に基づく補助金の交付を受けていないこと。	最大出力に 1 kW 当たり 7 万円を乗じた額、上限 30 万円
新築又は既存住宅への定置用蓄電池の導入	個人	・ 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。 ・ 蓄電容量が 17.76kWh 未満であること。 ・ 電力会社の電力系統に連系できること。	対象経費の 1/3 以内、上限 30 万円
事業所等への太陽光発電設備の導入	事業者	・ 発電した電気が設置される事業所等で消費されるものであること。 ・ 余剰型配線であること。 ・ 電力会社の電力系統に連系できること。	最大出力に 1 kW 当たり 5 万円を乗じた額、上限 50 万円
事業所等への定置用蓄電池の導入	事業者	・ 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できる蓄電池を使用したものであること。 ・ 電力会社の電力系統に連系できること。	対象経費の 1/3 以内、上限 50 万円

※ 「北方型住宅 ZERO の取得」に係る『ZEH』補助とは、経済産業省及び環境省で実施している ZEH 支援事業における ZEH+ を対象とした補助事業、次世代 ZEH+ (注文・建売・TPO) 実証事業及び次世代 HEMS 実証事業による補助金のことです。

※ 町の新築住宅取得補助金や住宅リフォーム補助金との併用が可能です。

※ 「北方型住宅 ZERO の取得」に係る『ZEH』補助を除き、国の補助金との併用も可能です。

※ 当補助金の一部には北海道費が含まれている場合があります。

新築の町補助金は最大 510 万円！

- ・ 本補助金 最大 160 万円
- ・ 新築住宅取得補助金 最大 250 万円
- ・ 住宅用地取得補助金 最大 100 万円

リフォームの町補助金は最大 310 万円！

- ・ 本補助金 最大 110 万円
- ・ 住宅リフォーム補助金 最大 100 万円
- ・ 住宅用地取得補助金 最大 100 万円

性能向上リフォームの対象工事

要綱別表第2 (第3条関係)

工事種別		対象となる工事	備考
省エネ改修等	建物全体の断熱改修	建物全体の外皮平均熱貫流率を 0.46W/(m-K)以下とする工事	
	開口部の省エネ改修	窓及びドアの断熱性能を高める工事	
	躯体の省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁全体の断熱性能を高める工事 ・ 屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事 ・ 床全体の断熱性能を高める工事 	
高効率設備の導入	高断熱浴槽	JIS A 5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。	
	電気ヒートポンプ	JIS C 9220:2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上であること。	エコキュート
	潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7%以上であること。	エコジョーズ
	潜熱回収型石油給湯機	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が 94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が 81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。	エコフィール
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKAS A705) が 102%以上であること。	エコワン
	節湯水栓	JIS B 2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。	
	燃料電池システム	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること(燃料電池発電ユニットの後付けも可)	エネファーム
	コージェネレーション設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること (燃料電池発電ユニットの後付けも可)。 ・ ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準 JIS B 8122 に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準 LHV 基準で 80%以上であること。 	
	空気清浄機能・換気機能付きエアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン又は換気機能を有するエアコン ① 国、地方公共団体または独立行政法人(以下、「国等」という。)が運営する試験機関等 ② 国等の認可等を受けた試験機関等 ③ 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等	国の「子育てグリーン住宅支援事業」の対象製品を準用
	LED 照明	工事を伴うものであること。	
節水型トイレ	JIS A 5207 に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器 (使用水量 6.5 ℓ 以下)		
その他	秩父別町と協議し、認められたもの		

提出書類

対象事業	必要書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秩父別町ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書 ・ 別紙 1 補助要件、補助金額等確認書 ・ 別紙 2 誓約書 ・ (秩父別町民) 別紙 3 町税納入状況等調査同意書 ・ (秩父別町民以外) 現に住所を有する市町村が発行する本人及び同居の家族の住民票謄本、住民税の滞納がないことを証する書類・工事契約書若しくは売買契約書の写し、領収書の写し ・ 明細書等の写し ※経費の内訳がわかるもの ・ 工事の図面 ※施工内容の詳細がわかるもの ・ 申請者が所有者等から委任を受けた者である場合にあっては、所有者等の委任状
ZEH 住宅、 北方型住宅 ZERO の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施前後の状況がわかる写真 ・ BELS 評価書 (ZEH マークの表示があるもの) の写し又は ZEH 若しくは ZEH+ であることを証する書類 ・ (北方型住宅 ZERO のみ) 住宅ラベリングシート ・ (北方型住宅 ZERO のみ) 別紙 4 完成見学会 (実施報告書・実施計画書) ※見学会開催時の写真の添付が必要
既存住宅への 性能向上リフ ォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 5 性能向上リフォーム・太陽光発電設備及び蓄電池の導入実施報告書 ※実施前後の状況がわかる写真、設備の銘板が確認できる写真の添付が必要 ・ 省エネ改修等にあっては、性能の向上が分かる資料等 ・ 高効率設備の導入にあっては、導入設備が要綱別表第 2 の対象となる工事の要件を満たすことを確認できるカタログ・仕様書等の写し
太陽光発電設 備・定置型蓄 電池の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 5 性能向上リフォーム・太陽光発電設備及び蓄電池の導入実施報告書 ※実施前後の状況がわかる写真、設備の銘板が確認できる写真の添付が必要 ・ 形状、規格及び構造等が確認できるカタログ・仕様書等の写し

※町の新築住宅取得補助金や住宅リフォーム補助金等を併用する場合には、一部の添付書類を省略することができる場合があります。

注意事項

- ・ 補助金の交付を受けて取得した財産等は、適切かつ効率的に管理運用するとともに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません (当該財産の取得に要する費用を借り入れるために担保に供する場合、耐用年数を経過した場合、あらかじめ町長の承認を得た場合を除く)。
- ・ 町が補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、聞き取りや現地調査等を行う場合は、当該調査等に協力しなければなりません。

お問い合わせ先

秩父別町役場企画課企画・まちづくり係
☎ 0164-33-2111

